

## 6月1日は人権擁護委員の日

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで、最も大切な権利です。町では、6月1日の「人権擁護委員の日」に伴い、特設相談を開催します。  
秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

### 《特設相談》

とき 6月13日(火) 午後1時30分～4時  
ところ 文化会館

問住民課住民班 ☎(84)1214

## 明るい選挙啓発作品募集

### 【標語】

内容 きれいな選挙の推進または棄権防止の呼び掛けを表すもの(二人2点まで)  
字数 20字以内

### 【ポスター】

内容 明るい選挙の推進を表すもの  
画材 描画材料は自由  
大きさ 画用紙の四ツ切、八ツ切もしくはそれに準ずる大きさ

### 《共通事項》

申込締切 9月8日(金)

申問選挙管理委員会 ☎(84)1211



## 動物は適切に飼いましょう

## 6月は動物の正しい飼い方推進月間です



き声などで近隣に迷惑をかけたりますることのないようしつけや訓練をしましょう。

○飼いが人をかんだときは保健所へ届出をし、かんだ犬が狂犬病の疑いがないか獣医師の検診を受けさせることが必要です。

○猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、また感染症や交通事故等の危険から猫を守ることができま

す。  
○飼っている動物の糞尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。

○適正に飼うことができない子犬や子猫を増やさな

いたために、不妊去勢手術をしましょう。

○やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所、動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。

人に危害を加えたり、鳴

○愛護動物を虐待したり捨てたりすると、最大100万円の罰金、愛護動物を殺傷すると、最大で2年の懲役または200万円の罰金が科せられます。  
○動物は「命あるもの」です。人と動物との共生に配慮して接しましょう。

千葉県動物愛護センターでは、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的に開催しています。また、学校の授業や地元の勉強会等に講師を派遣して、動物愛護や犬・猫の正しい飼い方、犬のしつけ方と動物由来感染症等に関する講演を行っています。

問千葉県山武健康福祉センター(保健所)  
☎0475(54)0611  
千葉県動物愛護センター  
☎0476(93)5711  
公益財団法人千葉県動物保護管理協会  
☎043(214)7814